

## 第66回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年10月18日(火)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年10月18日(火)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年10月18日(火)午後2時54分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供二丁目3番16号 ほっとプラザ大供3階研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別  
定数40名 出席34名 欠席 6名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	欠席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	欠席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	欠席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	欠席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	欠席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦  
 課長 万代 幸男 副専門監 浦田 隆次 課長補佐 佐藤 孝司  
 係長 難波 仲広 副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
- (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
- (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定・期間借地）
- (9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の転貸・期間借地）
- (10) 岡山市農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- (11) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

12番：中尾 稜            31番：船橋 文雄

10 議事の内容

議 長     みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第66回総会を開会します。（あいさつ）

議 長     議事録署名委員を指名します。12番 中尾 稜委員、31番 船橋 文雄委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長     （議案訂正等の説明）

9月20日の総会で許可の議決がなされた転用案件の内、3,000平方メートルを超える案件、北区檜津の介護老人保健施設1件は、9月28日開催の

岡山県農業会議に諮問しました。その結果、当日は現地調査が必要との理由で保留となりましたが、10月7日の調査後に許可相当との答申がありましたので報告します。

**議 長** 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1 ページ1番、受人は、住民登録は三門中町ですが、菅野に居宅があり、約36アールの農地を耕作する農業者で、増反により菅野の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は玉柏に居住し、約34アールの農地を耕作する農業者で、玉柏の田について、受贈により、共有者の持分18分の1を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は玉柏に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から3番までの3件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4番、受人は佐山に居住し、渡人の父親とともに世帯で約63アールの農地を耕作していますが、父親からの受贈により、河原の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は粟井に居住し、約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により粟井の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は倉敷市玉島に居住し、北区吉の農地を約71アール耕作する農業者ですが、増反により吉の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 4番から6番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 7番、受人は建部町品田に居住し、約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町品田の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は建部町桜に居住し、約70アールの農地を耕作する農業者ですが、父親からの受贈により建部町桜の田・畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は建部町下神目に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者ですが、父親からの受贈により建部町下神目の田・畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 7番から9番までの3件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 10番、受人は古新田に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により古新田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は古新田に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、以前より耕作していた田を測量したところ譲渡人の土地であることが判明したため、耕作の都合上その部分を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は西高崎に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、川張の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番から15番は受人が同じですので同時に説明します。受人は川張に居住し、580㎡の農地を耕作していますが、13番では、川張の祖母の所有する田に5年間の使用貸借権を設定しようとするものです。また14番と15番は受贈により川張の畑を所有権移転しようとするものです。

権利設定後及び取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後、下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 10番から15番までの6件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区15番までの15件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 4ページ1番、転用目的は農家住宅です。申請人は芳賀で約88アールの農地を耕作する農業者で、現在家族7人で住んでいますが、築後100年近くたち、老朽化し、白アリの被害もあり、また家財道具も増え手狭でもあるため、現在の家を取り壊し、近隣の自己所有の申請地に、農家住宅を建築しようとするものです。なお現住居の一部は物置として、その他は畑として使用します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番の1件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 2番、転用目的は墓地です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。申請人の既存の墓地は急傾斜地にあり、大雨により法面が崩壊し危険であるため、管理のしやすい自己所有地へ移設しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 2番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 3番、転用目的は墓地です。平成28年2月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件です。受人は南区新保に居住していますが、現在の墓地は建部町土師方の山裾にあり、管理が困難であるため、管理のしやすい平地にある自己所有地を墓地に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 3番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 4番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は片岡に居住し約8アールの農地を耕作していますが、申請地は高台の頂上付近にあり、水の便が悪く耕作が困難ですが日当たりは良いので、土地の有効活用として太陽光発電設備を設置し収益を上げるため転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 4番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)は、中・中央地区1番から南区4番までの

4 件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1 番、転用目的は自己住宅です。申請人は平野の借家に家族 3 人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、野殿東町にある夫の勤務地に通勤しやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、転用目的は進入路、露天駐車場です。申請人は約 12 アールの農地を耕作し、玉柏の実家に家族 6 人で住んでいますが、自宅への進入路が狭く、また成長した子供二人、両親及び申請人らの自動車や農作業用車両の置き場が現在 2 台分しかなく、不足しているため、申請地を取得し、進入路及び露天駐車に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3 番、転用目的は分家住宅です。申請人は総社市門田の借家に家族 3 人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、また父の看護をするため、実家の隣接地である、父所有の申請地を譲り受け、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インターチェンジ入口から 300 メートル以内にある 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4 番、転用目的は分家住宅です。平成 27 年 11 月に農振除外済みの案件です。申請人は北長瀬表町の借家に家族 3 人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になり、また高齢である父の世話をするため、実家の隣接地である申請地を父親から使用貸借して、分家住宅を建築しようとするものです。



農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅であり、父親の土地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から4番までの4件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

**議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 前回保留5番、転用目的は駐車場への進入路です。申請人は本社を広島県安芸郡坂町に置き、申請地近隣で流通業務施設を営んでいます。当該法人は業績が順調に伸びており、この度新しく流通業務施設を設置することにしました。建設にあたり、従業員や車両の駐車場を整備する計画ですが、駐車場に行くために使用する道路の幅員が狭いことから、申請地を取得し道路を拡幅しようとするものです。

本申請は倉敷市分の同内容の農地転用と同時申請であり、9月の倉敷市農業委員会の審議で、地元協議が不十分であることなどから保留となったことから、一体の事業であるため、岡山市分の本申請も保留していたものです。

今月の倉敷市農業委員会の審査でも、地元協議がまだ不十分であるため保留となっていますので、岡山市分も再度保留が適当と考えます。

6番、転用目的は分家住宅です。申請人は北区平野のアパートに家族5人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となったため、実家に近く、両親の面倒を看るのに都合の良い申請地を、父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 5番と6番の2件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、5番は保留意見で、6番は許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 7番、転用目的は露天駐車場です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。受人は北区御津矢知にある地縁団体で、申請地北側に地区の公会堂があり、定例の寄合いや、随時の会合、懇親会等をおこなっていますが、駐車場が不足しているため、申請地を取得し、露天駐車場に転用しようとするものです。また地区の各所に小集落ごとのご神体が安置されていますが、山中にあるため、住民の高齢化により、維持管理や参拝が困難であり、管理・参拝のしやすい申請地に移設しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己住宅です。受人は現在、北区建部町中田の借家に家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家の隣接地であり、子供の面倒をみてもらうのに都合のよい申請地を妻の祖父から譲り受けて、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は穴窯です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。受人は現在、建部町土師方で生活していますが、窯業で自営するため、穴窯を設置する計画を立てました。申請地は近隣に民家がなく、窯から出る煙で迷惑が掛からないことから適地と判断し、これを賃借して、穴窯を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 7番から9番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 10番、転用目的は自己住宅です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は浦安南町の実家に親と同居していますが、来年結婚の予定があり、新居が必要になったため、実家に隣接し協力して生活することができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番から15番は同一地域ですので併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

11番、申請人は築港緑町の母所有の実家に家族3人で居住していますが、建物の老朽化や使い勝手が悪いため売却し、藤田の自分の勤務先や倉敷市茶屋町の姉の勤務先への通勤にも便利で、兄弟の家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は当新田の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、川張の勤務先への通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は福成一丁目の借家に親子2人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、川張の自分の勤務先への通勤にも、藤田の娘の勤務先への通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は万倍の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、浦安南町の自分の勤務先への通勤にも、内尾の妻の勤務先への通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は泉田一丁目の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、西高崎の勤務先への通勤に便利で、玉野市東高崎の妻の実家にも近くなり助け合って生活するのにも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判

断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は露天駐車場です。平成28年2月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は、昭和62年に設立し、東畦に主たる事務所を置き、岡山光南病院等を経営する医療法人ですが、現在病院敷地内に確保している駐車場では出入り業者や外来患者用としても不足しており、また施設職員の駐車場としても不足しているため、既存の駐車場や病院施設に隣接し、利便性の良い申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は露天資材置場の一時転用です。申請人は平成14年に設立し、内尾に本店を置き、建築設備業を主な事業としていますが、事業の拡大に伴い建設資材が増加し資材置場が手狭になったため、法人所在地に近く資材の搬出入に便利な申請地を賃貸借し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと認められ、例外的に許可が可能と考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は露天駐車場の一時転用です。申請人は自分たちが役員を務める貨物運送業の法人に、申請地の南側に隣接した所有地を賃貸借し、露天駐車場として利用していますが、法人の事業拡大・進展に伴い貨物トラックや社員の駐車場が不足している状態であるため、北側の申請地を賃貸借し、役員を務める法人の露天駐車場にしようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

申請者を連名にしたのは、将来的には所有権移転する予定であり、南側の既存露天駐車場と合わせての維持管理が行い易いので、南側の所有者と同一にしたものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと認められ、例外的に許可が可能と考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 10番から18番までの9件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区18番までの18件ですが、5番を保留とし、17件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 7ページ1番、当初転用者は、平成27年8月3日に農地法第5条所有権移転で自己住宅を目的に転用許可を受けましたが、住宅の建築を取りやめたものです。

承継者は、北区中仙道の借家に夫婦で居住していますが、近々子供が生まれる予定であり、家財道具も増え住居が手狭になってくるため、芳泉二丁目の妻の実家に近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 1番の1件について審議した結果、計画変更はやむをえず、承認意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等(4)は承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転、(6)利用集積計画の決定、利用権の設定、(7)

利用集積計画の決定、利用権の設定及び転貸、（８）利用集積計画の決定、利用権の設定・期間借地、（９）利用集積計画の決定、利用権の転貸・期間借地、を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

難波係長 本年８月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず（５）所有権の移転は、１ページ南区１番の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回は財団から担い手へ所有権移転するものです。

次に（６）利用権の設定は、２ページ中・中央地区１番から２９ページ南区１３８番まで、（７）利用権の設定及び転貸は、３０ページ中・中央地区１番から３２ページ南区３番まで、（８）利用権の設定・期間借地は、３３ページ、（９）利用権の転貸・期間借地は３４ページです。

所有権の移転及び期間借地を除く件数等は、別紙の集計表をご覧ください。

岡山市全体の集計と第一農業委員会の各協議会ごとの集計です。第一農業委員会分を集計しますと、件数は２４５件、新規が６７件、更新が１７８件で、合計面積が１，１１８，４９７．９３㎡となっています。

なお、（６）の利用集積計画のうち、５ページ中・中央地区の１件、９ページ北・吉備地区の２件、１２ページ御津建部地区の１件、２８・２９ページ南区の４件は、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画です。

また、３３ページ、３４ページの期間借地は、麦作期間のみの利用権設定及び利用権の転貸で、農地所有適格法人である岡山麦作株式会社が借り受けるものです。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（５）から（９）までの農用地利用集積計画は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（10）岡山市農用地利用配分計画（案）に対する意見について、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 別紙の（10）をご覧ください。さきほど利用集積計画でご審議いただきましたが、農地中間管理機構が中間管理権を設定するために借受ける農地について、今度は機構から担い手への貸し付けを行うため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき「農用地利用配分計画」を作成したもので、計画内容について、岡山市長から意見を求められています。

今回の計画は、岡山市全体で77筆、155,528.96㎡で、第一農業委員会分は、35筆、95,463㎡となっています。

これらの計画内容は、受け手の経営面積、経営状況、人・農地プランへの適合性等から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、原案は適当である、との意見となっています。

なお、今後の流れですが、この利用配分計画案が市から中間管理機構に提出され、機構が岡山県に認可申請を行い、県知事が認可・公告を行った後、平成28年12月1日から貸借が始まることとなります。

議 長 ただいまの説明に対しましてご意見ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは岡山市農用地利用配分計画（案）に対する意見については、「原案は適当である」との意見としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

次に申請等（11）農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 8ページ中・中央地区1番から10ページ南区12番まで、及び別紙追加分の北・吉備地区13番から15番までの計15件で、権利取得の事由、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、あっせん希望はいずれもなしとなっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（11）の15件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届、事務局長専決は、11ページ1番から12ページ11番までの11件で、転用目的は、露天駐車場3件、宅地造成等2件、店舗1件、共同住宅3件、貸住宅1件、長屋建住宅・駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届、事務局長専決は、13ページ1番から14ページ12番までの12件で、転用目的は、自己住宅3件、分譲住宅地2件、共同住宅2件、宅地造成等2件、露天駐車場3件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、15ページ1番から3番までの3件です。解約理由は耕作目的で1件、転用目的で2件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、16ページ1番の1件で、目的は農作業場・進入路です。

次に報告(5)農地改良届は、17ページ1番から7番までの7件で、目的は、普通野菜畑及び果樹園1件、果樹園4件、普通野菜畑2件です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 議題はなく、以下の報告を行った。

- ・市の有効表彰を第二農業委員会の赤井委員が受賞することを紹介
- ・新体制への移行に関する状況報告

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定(11月18日(金)市役所7階大会議室)

黒田会長 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時54分



以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員